

## 各委員からの追加質問に対する各府省回答

追加質問番号	関連するパブコメ、委員意見等	追加質問	回答対象府省	回答
2-1	井堀委員1	所要の省令改正の概要をご教示下さい。	総務省	総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の別表に住居表示に関する法律第9条第1項の規定を追加することとする。
2-2	・国領委員(新戦略調査会)1	<p>地方自治体→企業→個人への送付に関しては、地方自治法321条の4第2項において、渡すことのみが定められており、公印や紙ベースでの配布を規定していないとの理解で良いでしょうか。</p> <p>また、上記が正しい場合において、自治体では、引き続き紙ベースでの運用を規定しているところもあるようですが、これらの規定の根拠等をご存知の場合は、ご教示願います。(通達、ガイドライン、自治体が参考としているマニュアル、図書等が存在するの可否等。)</p>	総務省	地方税法第321条の4第1項において、市町村は、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及びこれを経由して納税者に通知しなければならないとされている。地方税法第43条においては、市町村が道府県民税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更通知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に公布する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書と併せて、地方税法施行規則第2条に規定する様式に準じて作成するものとされているが、ご質問の特別徴収税額決定通知書は、この場合の「特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書」にあたり、文書によって通知されるもの。また、地方税法施行規則第2条では、「特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書」は、第3号様式(別表)によるものとされており、同様式には、押印欄も規定されている。
2-3	・国領委員(新戦略調査会)4 ・パブコメ169	<p>保険者が保有する特定健診結果又はレセプトデータは、匿名化した後であれば外部提供は可能であるが、過去の履歴とひも付け可能な形で匿名化が認められるかが明らかではない等の理由により実態的に研究利用は進んでいない。保険者が保有するこれらの情報に関し、個人情報としての取り扱いを要さないための匿名化の判断基準を保険者に対して提示すべきではないでしょうか。</p>	厚生労働省	<p>「過去の履歴とひも付け可能な形で匿名化」とはどのような加工方法を想定されているのかが不明ですが、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインにおいては、健康保険組合等に対し、特定の個人を識別することができないよう匿名化されたものは個人情報保護法の規制の対象となる個人情報に該当しないこと、当該個人と関わりのない符号又は番号を付すことを匿名化の手法の一つとして周知しているところです。</p>
2-4	・国領委員(新戦略調査会)5 ・パブコメ1 ・パブコメ122 ・パブコメ152 ・パブコメ171	<p>(1)厚生労働省通達(健政発第1075号・医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」</p> <p>① 別表に示された7種類の疾病以外の疾病に関する遠隔診療は、2 留意事項(3)イ「別表に掲げる遠隔診療など」の「など」に含まれますか。</p> <p>② 2(3)イで遠隔診療が認められる場合として、それぞれの疾病をもつ患者に対し「テレビ電話等情報通信機器を通して」「観察を行い」とあるが、電子メールにより必要な観察を行った場合は認められますか。</p> <p>③ 2(3)イで遠隔診療が認められる場合として、「継続的助言・指導を行うこと」とあるが、「助言・指導」を踏まえた診療行為の中に医薬品の処方含まれますか。</p>	厚生労働省	<p>診療は、直接の対面診療が原則ですが、直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、別表に示された疾病以外の疾病について遠隔診療を行うこと、電子メールによる遠隔診療を行うこと、医薬品の処方を遠隔医療により行うことが、直ちに医師法第20条に抵触するものではありません。</p>

## 各委員からの追加質問に対する各府省回答

追加質問番号	関連するパプコメ、委員意見等	追加質問	回答対象府省	回答
2-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国領委員(新戦略調査会)5</li> <li>・パプコメ1</li> <li>・パプコメ122</li> <li>・パプコメ152</li> <li>・パプコメ171</li> </ul>	<p>(2)厚生労働省通達(保医発第0305001号)「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」</p> <p>第一部 初・再診料 第二節 再診料 A001 再診料 (5)電話等による再診 イ に基づいて、視聴覚障害者以外の患者の患者からファクシミリ又は電子メール等により間接的に治療上の意見を求められた場合に、当該患者に対し必要な指示をしたときは、再診料は算定できますか。(電話、テレビ画像等を通じた再診については、「聴覚障害者以外の患者に係る再診については、ファクシミリ又は電子メール等によるものは含まない。」として、ファクシミリ又は電子メール等が除外されている。)</p>	厚生労働省	<p>診療は、直接の対面診療が原則ですが、例外的に、電話やテレビ画像等のより対面診療に近い媒体を通じた再診により患者の状態等を適切に把握し治療上適切な指示をした場合に限り、再診料の算定を可能としています。しかし、聴覚障害者の場合には電話での再診は不可能であるため、更なる例外として、ファクシミリや電子メール等による再診についても再診料の算定を認めているところです。</p> <p>このようにファクシミリや電子メール等による再診料の算定は極めて例外的に認められているものであり、聴覚障害者以外の患者に対するファクシミリや電子メール等による再診の場合には、再診料の算定はできません。</p>
2-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国領委員(新戦略調査会)5</li> <li>・パプコメ1</li> <li>・パプコメ122</li> <li>・パプコメ152</li> <li>・パプコメ171</li> </ul>	<p>紹介元医療機関が電子的媒体により患者の診療情報を提供し、(患者経由で)紹介先医療機関が受領した場合、その診療情報について紹介先医療機関における診療記録(医師法第24条に基づく「診療録」又は医療法第21条に基づく「診療に関する諸記録」としての保存義務はありますか。(紹介元医療機関には、同じ診療情報について診療記録としての保存義務があると認識。)具体的には、紹介元医療機関が作成し紹介先医療機関が受領した患者の診療情報は、上記「診療録」又は「診療に関する諸記録」に該当しますか。</p>	厚生労働省	<p>患者の紹介を受けた病院が、紹介元の医療機関より、医療法第21条第1項第9号の規定する診療に関する諸記録に該当する記録の提供を受けた場合については、同条の適用により、当該記録を保存する義務を負うこととなります。なお、患者の紹介を受けた診療所が、紹介元の医療機関より、上記の記録の提供を受けた場合、及び患者の紹介を受けた医療機関が、紹介元の医療機関より、上記の記録以外の記録の提供を受けた場合については、提供を受けた記録を保存する義務を負うことにはなりません。</p>
2-6追加	同上	<p>紹介先医療機関において、紹介元医療機関から払い出された患者の診療情報の保存義務がないと仮定して、患者が紹介先医療機関において電子的に提供されたこれらの診療情報を保存することを希望する場合に、「療養の給付に直接関係ないサービス」のひとつとして、紹介先医療機関が同診療情報を預かることについて、保険外料金を設定して患者から料金徴収を行って差し支えありませんか。</p>	厚生労働省	<p>保険医療機関の遵守すべき療養担当規則においては、第9条において、「保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。」と規定しており、他医療機関からの紹介状もしくはそこに記載されている情報は、療養の給付に関する書類その他の記録に該当するものである。従って、保険医療機関であれば、当該情報の保存について患者から別途料金徴収を行ってはならない。</p>

## 各委員からの追加質問に対する各府省回答

追加質問番号	関連するパブコメ、委員意見等	追加質問	回答対象府省	回答
2-7	・国領委員(新戦略調査会)7、8	<p>(1) e-statに移行されていない各省の統計数値についても、PDFでしか公開していないものや刊行物しか作成していないもの等があるが、加工可能な形で開放を進めるべきではないか。</p> <p>(2) 新統計法で二次利用の促進に向けた条文が盛り込まれており、「民間部門も対象」とされているものの、審査によりNGとなることが多く、一部の学者(特に国立)が有利に入手できるという実態がある。是正すべきではないか。</p> <p>(3) オーダーメイド集計については委託申請者に制限がある上、有料でありハードルが高い。ローデータがあれば自分たちでできることに対し対価を払うことになり不合理。米国等に倣いローデータの開放を進めるべきではないか。</p>	総務省	<p>(1)について 「統計調査等業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」では、①各府省は、平成20年度から、所管の統計について、公表する統計表を表計算ソフト(Excel等)で利用可能な形式により作成し、統計表管理システム(e-Stat)からの提供をするものとする、②各府省のホームページにおいて提供する統計表については、平成21年度末までに統計表管理システム(e-Stat)からの提供に移行するものとしてとされている。 平成20年度統計調査等業務の業務・システム最適化実施評価報告書(平成21年8月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の評価に基づき、引き続き、表計算ソフトで利用可能な形式による統計表の電子的提供について推進しているところ。</p> <p>(2)について 新統計法で新たに制度化された委託による統計の作成等(法第34条)、匿名データの作成・提供(法第35条、36条)は、学術研究目的、高等教育目的であればサービスを提供するものであり、ご指摘は当たらないものと考えています。</p> <p>(3)について 匿名データは、調査票情報を特定の個人・法人が識別できないように加工した情報であり、この匿名データについては、前述のとおり、学術研究目的、高等教育目的であれば提供を行っています。 一方、統計調査については、調査対象の方の統計調査に対する信頼を確保し、統計調査に適切に回答いただき正しい統計を作成するため、統計法によって守秘義務や法の定めた利用範囲以外の利用の禁止等の一定の制限も設けており、無制限の調査票情報の開放は、統計制度に対する国民の信頼を崩壊させ、信頼に基づく国民の調査協力が得られなくなる恐れがあるものと考えています。</p>
2-8	<p>・国領委員(新戦略調査会)13</p> <p>・パブコメ125</p> <p>・パブコメ141</p> <p>・パブコメ143</p> <p>・パブコメ184</p>	<p>税務署長の事前承認については、承認基準が明確でなく属人的に承認されていないか。承認基準を明確にするべきではないか。</p> <p>また、裁定に不満がある納税者はどのような対応が可能なのか。</p>	財務省	<p>①税務署長の事前承認を得ることとしているのは、保存要件を満たしていること等を確認するためであり、当該要件については法令上明確に規定されているところ。しかし、納税者にとって、より承認基準が明確になるように、現在、参考となる事例等を公表することを検討しているところである。公表時期は未定であるが、検討終了後、できるだけ早期に国税庁ホームページに掲載したいと考えている。</p> <p>② 税務署長が行った却下に不服があるときは、却下通知書を受けた日の翌日から起算して2月以内に所轄税務署長に対して異議申立てをすることができる。 なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、却下通知書を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p>

## 各委員からの追加質問に対する各府省回答

追加質問番号	関連するパプコメ、委員意見等	追加質問	回答対象府省	回答
2-9	・パプコメ110	道路法及び測量法上、道路台帳の電子化を阻む規定は存在しないとのことであるが、一方で自治体によっては、管理規程等において紙ベースでの保存を義務付けているケースもある模様。これらの規程等の根拠をご存知の場合は、ご教示いただきたい。(通達、ガイドライン、自治体が参考としているマニュアル、図書等が存在するのかが否か等。)	国土交通省	道路台帳を電子化するかどうかは自治事務の範囲であり、国土交通省としてご指摘の根拠については把握していない。
2-10	・パプコメ130	許可申請書類の統一化は実際にどの程度進んでいるのかご教示下さい。	環境省	<p>廃棄物処理法上、許可申請には許可申請書及び添付書類が必要です。申請書は環境省令でその様式が定められており、ほとんどの自治体で省令で定める様式が使用されています。一方、添付書類については、省令等では様式が定められておらず、自治体によっては、法定の書類に加えて別の書類を求めている場合があるなど、統一化が進んでいない状況にあります。</p> <p>こういった自治体の独自規制については、各自治体の裁量の範囲内と言えるものもありますが、環境省としても、「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成18年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長あて通知)において、添付書類について、標準の様式を示したほか、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等においても、各地方自治体に対し、標準様式への統一を図るよう周知しています。</p>
2-11	・パプコメ144	建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号に定める「当該図書の設計者の記名及び押印」を電子的に実施しようとする場合、「建築士向け公開鍵認証基盤」等により、当該電子署名に建築士であることの属性を付す必要はなく、一般的な認証局を通じた電子認証により対応することで十分との理解でよろしいでしょうか。	国土交通省	貴見のとおり。